

鹿児島県カヌー協会規約

(名称)

第1条 本会は、鹿児島県カヌー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を事務局長の居住地に置く。

(定義)

第3条 この規約において、本会の統括するカヌーは、カヌースプリント、カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター、カヌーポロ、ドラゴンカヌー、フリースタイルカヌー、カヌーマラソン、カヌーセーリング、ラフティング、シーカヤック、レクリエーションカヌー等を総称する。

(組織)

第4条 本会は、鹿児島県内におけるカヌースポーツを愛好する団体及び個人をもって組織し、会を統括代表として公益財団法人鹿児島県スポーツ協会及び公益社団法人日本カヌー連盟に加盟する。

(会員)

第5条 本会に加盟する団体は、市町村協会が設立されている地域の場合は、市町村協会を通じて加盟することを原則とする。ただし、市町村協会が設立されていない地域の場合は、クラブ単位、中学校単位、高等学校単位及び大学単位で加盟することができる。

2 前項の規定の基つかず本会に加入する者は、個人会員とする。

(目的)

第6条 本会は、カヌースポーツの普及、振興及び会員相互の親睦を図り、心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第7条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 本会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）における組織の強化拡充及び活動の助成に関すること。
- (2) カヌースポーツの普及及び指導に関すること。
- (3) カヌースポーツに関する指導者及び審判員の養成に関すること。
- (4) 各種競技大会の開催及び各種大会への選手の派遣に関すること。
- (5) カヌースポーツに関する調査研究に関すること。
- (6) その他カヌースポーツに関すること。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 1人
- (5) 事務局長 1人
- (6) 事務局次長 2人
- (7) 理事 若干名

2 前項に定めるもののほか、顧問を置くことができる。

(会長等の職務等)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、本会の会務を執行し、総会に報告する義務を負う。

第10条 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出する。

2 理事長は、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。

第11条 事務局長は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

(監事)

第12条 加盟団体から監事2人を選出するものとする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

(代表委員)

第13条 加盟団体は、代表委員1人を選出するものとする。

(会長等及び代表委員の任期)

第14条 会長等及び代表委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、監事及び代表委員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

2 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 役員の選出に関する事。

(2) 規約及び規程の改廃に関する事。

(3) 加盟団体負担金、個人会員負担金及び県民スポーツ大会参加者負担金に関する事。

(4) 理事会報告事項の承認に関する事。

(5) その他必要と認める事項に関する事。

(理事会)

第16条 理事会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び事務局長をもって構成し、次の事項を審議し、執行する。

(1) 事業計画及び実施に関する事。

(2) 予算の編成及び決算に関する事。

(3) 本会の加盟及び脱会に関する事。

(4) その他必要と認める事項に関する事。

(運営会)

第17条 運営会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 理事会に附議する事項に関する事。

(2) その他必要と認める事項に関する事。

2 前項に定める運営会を構成する者のほか、会長が必要に応じて、各部の部長を加えることができる。

(議決)

第18条 本会の審議する事項の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、社会情勢及びその他やむを得ない事由により、総会の開催が困難な場合は会長の判断で書面での議決ができる。

(部の設置)

第19条 本会に、第7条の事業を推進するために次の部を置く。

(1) 総務部

(2) 専門部

(3) 審判部

- 2 前項の部に理事の中から会長が選任する部長を置く。
- 3 副部長は、理事の中から部長が推薦し、理事会の承認を得る。
(会計)

第20条 本会の経費は、次の諸収入をもって充てる。

- (1) 加盟団体負担金、個人会員負担金及び県民スポーツ大会参加者負担金
 - (2) 公共団体の交付金又は補助金
 - (3) 寄附金
 - (4) その他の収入
- 2 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月10日から施行する。
- 2 鹿児島県カヌー協会規約（昭和54年6月10日施行）は、廃止する。

附 則（平成23年4月9日改正）

この規約は、平成23年4月9日から施行する。

附 則（平成24年4月28日改正）

この規約は、平成24年4月28日から施行する。

附 則（平成27年5月9日改正）

この規約は、平成27年5月9日から施行する。

附 則（平成30年5月19日改正）

この規約は、平成30年5月19日から施行する。

附 則（令和2年6月10日改正）

この規約は、令和2年6月10日から施行する。

附 則（令和4年6月25日改正）

この規約は、令和4年6月25日から施行する。

附 則（令和5年5月21日改正）

この規約は、令和5年5月21日から施行する。